

Ⅲ 健康で、生きがいとふれあいあふれるまちづくり

◎健康づくりと保健・医療の充実

(施) 特定健康診査等事業費 (福祉部 国保課) (国保特会)

88,236千円 (90,333千円)

1 事業目的

「保健事業」の一環として市が主体となって行ってきた40歳以上の市民の健康診査、保健指導について、老人保健法の改正により平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき医療保険者の義務として実施することとなった。

新居浜市国民健康保険の保険者である新居浜市は、平成19年度に策定された「新居浜市特定健康診査等実施計画」に基づき、40歳から74歳の国保被保険者を対象に、特定健康診査及び特定保健指導を実施し、メタボリックシンドロームの予防、生活習慣の改善を行い、医療費の抑制を図る。

2 事業年度

平成20年度～

3 事業概要

(1) 特定健康診査

- ① 個別健診及び集団健診を実施する。
- ② 特定健康診査個人負担金 (個別健診800円、集団健診500円)
- ③ 特定健康診査等実施計画の目標受診率60%

(2) 特定保健指導

- ① 特定健康診査の結果から積極的支援又は動機付け支援を行う。
- ② 特定保健指導は自己負担なし
- ③ 特定健康診査等実施計画の目標実施率35%

4 22年度の事業内容

- (1) 負担金等 76,956千円
特定健康診査負担金等 (国保連合会を通り各検診団体及び医療機関へ支払)
- (2) 手数料 3,865千円
データ管理料 (国保連合会) 外
- (3) 通信運搬費 2,158千円
特定健診受診券及び結果通知・特定保健指導利用券・未受診者受診勧奨等郵送代
- (4) その他 5,257千円
管理栄養士等保健指導従事者臨時職員賃金及び非常勤職員報酬
パンフレット等消耗品費、疾病分析委託料等

5 財源内訳

- (1) 国 1/3 (14,929千円)
- (2) 県 1/3 (14,929千円)
- (3) 国保料 (58,378千円)

III 健康で、生きがいとふれあいあふれるまちづくり

(施) 母子保健推進費 (福祉部 保健センター) (継続)

114,456千円 (124,171千円)

1 事業目的

母子保健法及び新居浜市次世代育成支援行動計画に基づき、妊婦から乳幼児までの健康管理、健康づくり支援、子育て支援を図る。

2 事業年度

平成22年度

3 事業概要

- (1) 妊産婦新生児訪問により、妊娠・出産・育児に関し、相談に応じて必要な指導を行う。
- (2) 乳幼児健康相談で乳児の発達・発育の適切な助言を行うとともに、子育て相談により保護者が抱える育児に対する不安の軽減を図る。
- (3) 1歳6か月児・3歳児健康診査で内科・歯科健診や指導と、医師等による精神発達相談及び経過観察児フォローアップ事業を活用し支援する。また、育児サークル・療育機関と連携を図ることで、就学前の発達支援の充実を図る。また、言語及び精神発達面で経過を必要とする幼児並びにその保護者に、早期から相談及び支援ができる体制整備として、スクリーニングテストを試行的に導入する。
- (4) 両親学級を開催し、妊娠中より夫婦とともに子育てする気持ちを持てるよう、積極的に父親の育児参加を進める。
- (5) 高額な治療費のため子供を持つことを諦めざるを得ない夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費の助成を行う。

4 事業内容

- (1) 母子健康手帳
 - ① 母子健康手帳は保健センター、別子山支所で交付し、保健指導を実施
 - ② 「妊産婦にやさしい環境づくりを推進する」ため、マタニティーキーホルダーを母子健康手帳交付時に配布する。
- (2) 妊産婦・新生児・育児支援家庭訪問
訪問指導は保健師・看護師・栄養士・保育士により随時実施
- (3) 乳児健康相談
5か月児健康相談(毎月2回)、1歳未満の児を対象にした『すくすく乳児相談』(毎月1回)を保健センターで実施。身体計測、栄養・歯科・育児相談を行う。その他に、5か月児健康相談時には、図書館司書が絵本の紹介配布を行う。(ブックスタート)
- (4) 1歳6か月児・3歳児健康診査
1歳6か月～2歳未満児及び3歳～4歳未満児対象に保健センターで月1回、歯科健康診査・内科健康診査・身体計測・栄養・生活・歯科相談・心理相談・運動発達相談等を実施
- (5) 妊婦・乳児一般健康診査
 - ① 妊婦一般健康診査について1人14回妊婦健診費用の一部を公費負担する。また、県外で受診した場合についても助成を行う。
 - ② 乳児一般健康診査(身体計測・医師による診察)を満1歳までに前期後期各1回、委託医療機関で実施
- (6) 経過観察児フォローアップ事業
1歳6か月児健康診査等で言語及び精神発達面で経過観察を必要とする幼児を対象に発達相談や関係機関との連携を図り、就学まで継続した支援体制がとれるようフォローしていく。
- (7) 両親学級(育児学級を含む)

初めてパパママとなる夫婦対象に、パパママ教室「ぷくぷく」を出産予定月別に年間4コース開催する。赤ちゃんを産み育てるための知識習得、妊婦同士の仲間づくりを行うとともに、育児をしている夫婦のきずなを深め、共に子育てをしていく環境づくりを行う。

- (8) 特定不妊治療費助成
県の特定不妊治療助成対象者に対して、5万円を上限に助成を行う。
- (9) 救急医療啓発
乳幼児向け気になる症状の対処法のフローチャート等の配布を行う。
- (10) 発達支援事業
発達障害のスクリーニング検査等を、発達支援課と協力して実施する。

5 財源内訳

- (1) 国（次世代育成支援対策交付金）(6,051 千円)
- (2) 県 1/2（妊婦健診9回拡充分等）(25,448 千円)
- (3) 一財 (82,957 千円)

◎高齢者福祉の充実

(単) 慈光園建設事業（福祉部 介護福祉課）

1,323,377千円

1 事業目的

養護老人ホーム「慈光園」は施設建築後約40年が経過し、老朽化が著しい。また、プライバシーの確保やバリアフリー化等に対応し、入所環境の改善を図るため施設の建て替えを行う。

2 事業年度

平成21年度～平成23年度

3 事業内容

養護老人ホーム慈光園の建て替え

鉄筋コンクリー造3階建て

定員 100人 個室（うち夫婦部屋2室）

延床面積 4,988.21㎡

施設設置基準 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(1) 工事請負費 1,322,478千円

(2) 消耗品等事務費 899千円

4 財源内訳

- (1) 県 29,701 千円（グリーンニューディール基金事業費補助金）
- (2) 市債 1,161,900 千円（社会福祉施設整備事業債等）
- (3) 一財 131,776 千円

III 健康で、生きがいとふれあいあふれるまちづくり

(公) 介護基盤緊急整備事業 (福祉部 介護福祉課)

697,900千円

1 事業目的

新居浜市高齢者福祉計画2009(介護保険事業計画)に基づき、平成21年度から平成23年度までの3年間で、地域密着型サービスの整備を進める。

2 事業年度

平成21年度～平成23年度

3 22年度の事業内容

- | | |
|------------------------------|-----------|
| (1)小規模特別養護老人ホーム施設整備補助金 | 406,000千円 |
| 350万円/1床×116人分(29人×4施設) | |
| (2)認知症高齢者グループホーム施設整備補助金 | 105,000千円 |
| 2,625万円/1施設×4箇所 | |
| (3)小規模多機能型居宅介護事業所施設整備補助金 | 52,500千円 |
| 2,625万円/1施設×2箇所 | |
| (4)小規模特別養護老人ホーム施設開設準備経費補助金 | 69,600千円 |
| 60万円×定員116人分(29人×4施設) | |
| (5)認知症高齢者グループホーム施設開設準備経費補助金 | 54,000千円 |
| 60万円×定員90人分(18人×5施設) | |
| (4)小規模多機能型居宅介護事業所施設開設準備経費補助金 | 10,800千円 |
| 60万円×宿泊定員18人分(9人×2施設) | |

4 財源内訳

- (1) 県 697,900千円(介護基盤緊急整備臨時特例交付金等)

(施) 緊急雇用介護雇用プログラム事業費 (福祉部 介護福祉課)

47,077千円

1 事業目的

高齢化の進展に伴い、介護従事者は必要な人材となっているが、重労働・低賃金等から離職率が高く、それゆえ在職者に負担が増えていくといった悪循環で、新居浜市内の介護事業者は人材の確保に大変苦慮している。

このような介護分野の人材の育成・安定的雇用の確保を図る取組として、愛媛県の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムを実施する。

2 事業年度

平成21年度～平成22年度

3 事業の内容

求職者を有期雇用契約労働者として雇用し、介護事業所での就労と資格養成校への通学により、介護福祉士資格が取得できる事業を介護事業所に委託する。

- (1) 委託料 47,077千円

4 財源内訳

- (1) 県100% 47,077千円

◎児童福祉の充実

(公) 私立保育所施設整備事業 (福祉部 児童福祉課)

192,939千円

- 1 事業目的

私立保育所が実施する施設整備に対し、愛媛県子育て支援緊急対策事業費補助金（安心こども基金）の交付を受け、新居浜市私立保育所施設整備補助金交付要綱に基づき補助金を交付し、私立保育所の施設整備を推進する。
- 2 事業年度

平成22年度
- 3 22年度の事業内容

(1) 補助金 192,939千円
 みなと保育園改築工事 128,000千円 (市補助金 103,140千円)
 十全保育園耐震改修・大規模修繕工事 114,030千円
 (市補助金 89,799千円)
- 4 財源内訳

(1) 県 128,626千円
 (2) 一財 64,313千円

(単) 放課後児童クラブ施設整備事業 (福祉部 児童福祉課) (拡充)

15,600千円 (10,867千円)

- 1 事業目的

放課後児童クラブは、大島、別子山を除く全小学校校区に18クラブを開設しているが、この内老朽化したプレハブ施設等を、学校余裕教室の活用を可能な限り図りながら順次改修整備し、放課後の子どもたちが安全で健やかに活動できるよう処遇環境の改善を図る。
- 2 事業年度

平成22年度
- 3 22年度の事業内容

船木小学校 家庭科室を放課後児童クラブとして改修 (家庭科室は特活室に移設)
 (1) 実施設計委託料 1,200千円
 (2) 工事費 12,400千円
 (3) 備品購入費 300千円 計 13,900千円
 高津小学校 木造教室から校舎1階の余裕教室に移転
 (1) 施設修繕料 700千円
 (2) 備品購入費 1,000千円 計 1,700千円

III 健康で、生きがいとふれあいあふれるまちづくり

(施) 子ども手当費 (福祉部 児童福祉課) (新規)

1,330,293千円

1 事業目的

次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。

2 事業年度

平成22年度～

3 22年度の事業内容

(1) 子ども手当 (扶助費) 1,330,293千円

支給要件 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の子ども

対象児童数 17,216人 (平成21年10月26日現在の住基上対象者から推計)

受給者 子どもの生計主 (所得制限は設けない)

手当の額 子ども1人につき月額13,000円

施行日 平成22年4月1日 (予定)

支払日 年3回 (6月、10月、2月)

4 財源内訳

(1) 国100% 1,330,293千円

なお、現行の児童手当受給資格者については、子ども手当の一部として児童手当法の規定に基づく児童手当を支給する仕組みであり、児童手当分として907,787千円を別途予算措置している。このため、児童手当分を含めた子ども手当総額は2,238,080千円である。

◎障害者 (児) 福祉の充実

(施) 地域生活支援推進費 (福祉部 福祉課) (拡充)

69,387千円 (69,011千円)

1 事業目的

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として、障害者や障害児がその能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施することによって、障害者の福祉の推進を図るとともに、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与する。

2 事業年度

平成18年度～

3 事業概要

(1) 相談支援事業

・市内4か所に相談支援センターを設置

(2) 障害児タイムケア事業

・障害のある児童の放課後や夏休みなど長期休暇時において健全育成する場を確保し、その親の就労支援や一時的休息を図る。

(3) 手話通訳者設置事業

・市役所内の各窓口において聴覚障害者が申請手続きや依頼等相談を行う時に、コミュニケーションを円滑にするため、手話通訳者を福祉課に1名配置

(4) 地域活動支援センター事業

- ・ 障害者が通所により創作活動や生産活動の機会を提供する地域活動支援センターや小規模作業所を支援
- (5) 障害者社会参加促進事業
 - ・ 点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成講座
 - ・ スポーツ教室等開催事業
 - ・ 自動車運転免許取得費、改造費助成
 - ・ リフト付福祉バス運行
 - ・ 点字広報等発行事業（市政だよりの点字版、朗読版作成）

4 財源内訳

(1) 国 1/2	(12,756 千円)
(2) 県 1/4	(6,377 千円)
(3) 一財	(50,254 千円)

◎社会保険制度の充実

(施・経) **国民健康保険事業特別会計繰出金（福祉部 国保課）**

1,128,761千円（911,170千円）

1 事業目的

国民健康保険事業の適正な運営のため、一般会計から国の繰出基準に基づく繰出を行う。また、1人あたり医療費が平成15年度から平成20年度にかけて19.5%伸びる一方で、平成15年度以降1人あたりの保険料は据え置かれており、国保財政の基盤強化を図るため保険料の引き上げが必要であるが、国保は低所得・高医療と構造的な問題を抱えているため、別途繰出基準を設けて繰出を行うとともに、急激な経済不況による所得減少の情勢に照らし、保険料の急激な引き上げを防止するため、激変緩和措置としての繰出を行う。

2 事業年度

平成22年度

※以下特別会計ベースの事業費

3 事業概要

・ 総務費	255,962 千円
・ 保険給付費	9,191,252 千円
・ 老人保健拠出金	94 千円
・ 後期高齢者支援金等	1,138,522 千円
・ 前期高齢者納付金等	2,117 千円
・ 介護納付金	456,082 千円
・ 共同事業拠出金	1,598,473 千円
・ 保健事業費	122,023 千円
・ 基金積立金	500 千円
・ 公債費	1 千円
・ 諸支出金	26,254 千円
・ 予備費	100,000 千円
計	12,891,280 千円

III 健康で、生きがいとふれあいあふれるまちづくり

(施・経) 介護保険事業特別会計繰出金 (福祉部 介護福祉課)

1, 516, 296千円 (1,447,318千円)

1 事業目的

平成20年度に策定した平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画に基づき、事業施行される経費の市負担分として、一般会計から介護保険事業特別会計に操出を行う。

2 事業年度

平成22年度

※以下特別会計ベースの事業費

3 事業概要

- (1) 保険給付費 10,319,977千円
 - ・ 介護サービス等諸費 9,251,404千円
 - ・ 介護予防サービス等諸費 563,235千円
 - ・ 審査支払手数料 15,558千円
 - ・ 高額介護サービス等費 163,066千円
 - ・ 特定入所者介護サービス費 326,558千円
 - ・ 特定入所者介護予防サービス費 156千円

- (2) 地域支援事業費 157,323千円
 - ・ 介護予防事業費 19,015千円
 - ・ 包括的支援事業費 90,217千円
 - ・ 選択的地域支援事業費 48,091千円

(施) 後期高齢者医療対策費 (福祉部 国保課)

1, 254, 555千円 (1,286,828千円)

1 事業目的

後期高齢者医療制度の適正な運営のため、保険者である愛媛県後期高齢者医療広域連合に対し、医療給付費の1/12を負担金として納付する。また、後期高齢者医療被保険者に対し、はり・きゅう施術補助事業を実施する。また、後期高齢者の健康保持のため、広域連合からの受託事業として、後期高齢者健康診査に係る事業を実施する。

2 事業年度

平成22年度

3 事業概要

- (1) 後期高齢者医療療養給付費負担金 1,222,107千円
- (2) 後期高齢者はり・きゅう施術助成事業 16,286千円
- (3) 後期高齢者健康診査に係る事業 16,162千円

4 財源内訳

- (1) 広域連合受託事業収入 (16,162千円)
- (2) 療養給付費負担金還付金 (1千円)
- (3) 一財 (1,238,392千円)

(施・経) 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 (福祉部 国保課)

354,572千円 (365,517千円)

1 事業目的

後期高齢者医療制度に係る市の義務負担分及び事務費等の繰出金。

2 事業年度

平成22年度

※以下特別会計ベースの事業費

3 事業概要

(1) 総務費 50,803千円

一般職員5人と非常勤職員の人件費及び保険料徴収に要する事務経費等

(2) 後期高齢者医療広域連合納付金 1,529,840千円

① 後期高齢者医療保険料負担金の納付

② 愛媛県後期高齢者医療広域連合共通経費の納付

③ 後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金等

(3) 諸支出金 3,050千円

保険料還付金・還付加算金

4 財源内訳

(1) 県 (保険基盤安定事業) 3/4 (194,373千円)

(2) 一財 (160,199千円)